

地域リハビリテーション推進強化事業  
専門的・技術的支援事業実施要領

1 目的

この要領は、宮城県地域リハビリテーション推進強化事業実施要綱（平成27年3月27日付けリハビリテーション支援センター所長通知）に基づき、管内市町（管内市町から事業の委託を受けた団体を含む。以下同じ。）及び管内施設・事業所等（以下「市町等」という。）が実施する保健・福祉事業や個別相談に対して、保健福祉事務所等のリハビリテーション専門職が技術支援を行い、課題解決を図るとともに、関係機関との連携を推進し、障害児、障害者及び高齢者等への支援体制を充実させることを目的とする。

2 事業実施主体

宮城県仙南保健福祉事務所

3 事業内容

(1) 市町等事業支援

市町等が行う次の事業に対して、当所リハビリテーション専門職を派遣し、事業の充実を図る。

- イ 市町等が行う高齢者を対象とする事業
- ロ 市町等が行う障害児を対象とする事業
- ハ 市町等が行う障害者を対象とする事業
- ニ その他、市町等が行う保健・福祉関係事業で保健福祉事務所長が認めたもの

(2) リハビリテーション相談

次の市町等からの個別支援に対する相談に対し、当所リハビリテーション専門職を派遣し、保健師、ケアマネジャー、相談支援従事者等と協働しながら生活機能全体の向上に向けた専門的な技術支援等を行い、対象者及び支援対象機関の課題解決を支援する。（機能訓練等継続的な訪問は含まないものとする。）

- イ 市町の保健・福祉担当課
- ロ 障害者総合支援法に基づく次の事業所等
  - (イ) 指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所
  - (ロ) 指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設
- ハ 児童福祉法に基づく次の事業所等
  - (イ) 指定障害児相談支援事業所
  - (ロ) 指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設

## 二 介護保険法に基づく次の事業所等

(イ) 地域包括支援センター

(ロ) 指定居宅介護支援事業所

(ハ) 指定居宅サービス事業所及び指定介護保険施設

ホ その他の機関・団体等で保健福祉事務所長が認めたもの。

## 4 実施方法及び手順

### 【市町等事業支援の場合】

- (1) 市町等は、事業目的・日程等について事前に保健福祉事務所担当者あてに電話連絡した上で、別紙様式1により保健福祉事務所長あてに依頼を行うものとする。
- (2) 保健福祉事務所長は、市町等からの依頼に基づき、リハビリテーション担当職員（作業療法士，理学療法士）を派遣し支援を行うものとする。
- (3) 事業内容により他の職種（医師や言語聴覚士等）の派遣が必要と判断される場合は、保健福祉事務所長は専門機関に派遣依頼を行うものとする。

### 【リハビリテーション相談の場合】

- (1) 市町等は、相談対象者の概要，訪問日程等について事前に保健福祉事務所担当者あてに電話連絡した上で，別紙様式1に様式2を添えて，所在市町の保健福祉担当課または地域包括支援センターを経由して保健福祉事務所長あてに依頼するものとする。
- (2) 保健福祉事務所長は，市町等からの依頼に基づき，リハビリテーション担当職員（作業療法士，理学療法士）を派遣し支援を行うものとする。
- (3) 事業内容により他の職種（医師や言語聴覚士等）の派遣が必要な場合は，保健福祉事務所長の判断により専門機関に派遣依頼を行うものとする。
- (4) 保健福祉事務所長は，リハビリテーション相談結果について，依頼があった市町等に対して必要に応じて報告を行うものとする。

## 5 留意事項

3（1）については，支援対象市町等と十分協議の上，計画的・効果的な事業推進に努めるとともに，3（2）については，主治医との十分な連携を図るように留意する。

## 附 則

この要領は，平成30年4月16日から施行する。